

つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例

平成 21 年 3 月 23 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 市内の義務教育施設の適正配置を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、義務教育施設の適正配置に関し必要な調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員の代表者
- (2) 行政協力員の代表者
- (3) 小中学校 PTA 関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱し、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員定数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(教育委員会への報告)

第 7 条 審議会は、教育委員会から審議の過程において報告を求められたときは、文書をもって報告するものとする。

2 前項に規定する報告又は第 2 条に規定する答申において、一部の委員に意見があるときは、その意見を添えることができる。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年つくばみらい市条例第 29 号)の定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、教育委員会主管課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。